

猪情公審答申第1号

令和3年12月28日

猪名川町議会議長 中島 孝雄 様

猪名川町情報公開審査会

会 長 園 田 寿

猪名川町情報公開条例第12条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年7月7日付猪議第137号で諮問された、非公開決定に対する審査請求について、別紙のとおり答申します。

# 答 申 書

## 1 審査会の結論

令和3年2月19日付、猪情第20号の2及び同第21号の2で猪名川町議会議長（以下「実施機関」という。）が行った「第403回定例会第1日、第3日の議会動画編集について、委託している事業者に出している指示書のすべて」「第403回定例会第3日の開会から閉会までの議会事務局が持っている通しの映像」の非公開決定（以下「本件決定」という。）については取り消し、公開すべきである。

## 2 審査請求に係る経緯

令和3年2月5日 審査請求人は、実施機関に対し猪名川町情報公開条例（平成10年12月22日条例第26号。以下「条例」という。）第5条の規定により公開請求を行った。

令和3年2月19日 実施機関は、条例第7条の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

令和3年3月1日 審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

## 3 審査請求に係る処分の内容

令和3年2月19日付 猪情第20号の2及び同第21号の2による「情報非公開決定通知書」に関する本件決定

## 4 審査請求の要旨及び理由

### (1) 審査請求の要旨

上記「非公開」決定を取り消し、公開するとの決定を求める。

### (2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、口頭による意見陳述の中で述べている不服申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

猪名川町議会第403回定例会議（令和2年12月4日開会）において、本会議での議員の発言の一部が取り消しとなったが、後日配信された議会録画映像では、取り消された場が配信されていた。しかしながらその後、再度映像を確認したところ、配信されていたはずの取り消し場面の映像が削除され再配信されていたため、これを調査す

るため、「委託先への編集指示、履歴がわかる文書」と「第403回定例会第3日の通し映像」の情報公開を請求した。

実施機関は、同請求に対し、「町議会の意思形成過程で未成熟な情報」また、「町議会規則第125条の規定により非公開」として、条例第9条第3号及び同条第7号に該当し、本件決定をしたが、そもそも地方議会とは、過程を公開することが必要であり、傍聴が許され実際に目撃されている会議において、情報公開の制度によって、「意思形成過程、未成熟な情報」で「公開に適さない情報」に変化することなどありえない。

また、猪名川町議会規則第125条における「議長による発言の取り消し」は無制限に認められているわけではなく、地方自治法第129条が例示している範囲で認められるものであり、著しく常識を欠いた解釈・裁量は違法である。

ゆえに、上記を理由とした本件決定処分は、違法、不当であり、速やかに開示することを求める

なお、実施機関の弁明において「取り消された発言は、正式な会議録には掲載されない」と主張しているが、これは事実ではなく、正式な会議録（以下、正本）には、取り消し発言部分も掲載されている。猪名川町議会では、この正本を一般に公開することなく、当該部分を削除した、いわゆる副本部分を会議録として公開しており、このような運用は、会議規則等においても記述はなく、根拠もなしに、真実が記載された正本を一般住民から隠蔽している。

そもそも、当該会議の3日目（12月15日）の発言については、議長の求めに応じて取り消した事実はないため、一方的な取り消し、会議録からの削除は違法であることも主張する。

## 5 実施機関の弁明

審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

請求対象となった情報は、令和2年12月4日及び同年12月15日に行われた第403回猪名川町議会定例会の様相を録画したものを町ホームページで公開するにあたり、議員が議会における発言の中で、自ら取消しに応じた発言及び議長の命により取消された発言場面の映像を削除するため、委託業者へ削除を指示した文書と当該削除部分を含む12月15日の全録画映像である。

取消された発言場面を含む全録画及び削除する発言を特定してその削除を指示した文書は、本来正式な会議録が掲載しないはずの議員の取消された発言も含まれている。これらが公開されれば、正式な会議録が公開される前に、不適切な且つ「なかった」とされる発言内容が、そのまま中途半端な形で一般住民に流出することになりかねず、住民に誤解

や混乱等を生じさせる恐れがある。

また、会議規則第125条には「前条の会議録（猪名川町議会の会議録のこと）には秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条《発言の取消し又は訂正》の規定により取消した発言は掲載しない」と規定している。つまり取消された議員の発言は正式な会議録に掲載されない、そもそも正式には「なかった」扱いとなる。

正式な会議録にも掲載されない議員の取消された発言場面を公開する合理的な理由はなく、もし公開して一般住民の知るところとなれば、取消された発言は会議録に掲載しない、議会での正式な発言とは認めない、という会議規則第125条の趣旨が没却されてしまう。

したがって条例第9条第3号及び第7号に該当するものであり、本件決定は妥当である。

なお、条例第9条第7号は「法令等の規定により、公開することができないとされている情報」と規定されている。ここにいう「法令等」とは「法令、条例、又はその他の規定」のことであることが、同条第1号アからも類推できる。そして「その他の規定」には「猪名川町議会会議規則」も含まれると考える。

## 6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問案件を審査するにあたり、審査請求人及び実施機関からそれぞれ意見書の提出を求めるとともに、審査請求人及び実施機関の職員から口頭による意見陳述を行った。それらの結果を踏まえて、次のとおり判断する。

### (1) 本件情報の実態について

審査請求人より、公開対象である議会の映像について、閲覧可能な期間があったとの主張があるため、口頭による意見陳述において実施機関にその真偽を聴取したところ、約3か月の間、当該映像がインターネット上の議会録画配信ページで公開されていた事実を確認した。なお、その原因が事業者の作業ミスであることが判明している。

実施機関は、条例第9条第3号及び第7号の規定を根拠に、当該映像を非公開と弁明するが、長期間に渡り閲覧出来ていた状況に鑑み、もはや秘匿の利益はなく、公開とすべき情報と判断する。

また、指示書についても、その内容を確認したところ、映像と同一の記述があるに過ぎず、当該映像と同様に、公開すべきである。

ただし、公開対象の映像については、写しの交付ではなく、閲覧による公開を行うことが適当であることを付言する。

(2) 情報公開条例各号の該当性について

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件決定について、意思形成過程情報であるかを争っている。あるいは、猪名川町議会規則に規定された法令秘情報であるかを争っている。

しかしながら、上述の理由のとおり公開すべき情報であるため、非公開理由の該当性については、審査しないものとする。

最後に、請求人による議会での発言取り消しにかかる違法性の主張については、審査に属する事項ではないと判断した。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、概ね次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年 7月 7日	諮問書の受理 弁明書の受理
令和3年 8月 24日	諮問案件の審議（審査請求内容等の確認）
令和3年 9月 8日	諮問案件の審議（口頭意見陳述の実施確認）
令和3年10月13日	審査請求人及び実施機関からの口頭意見陳述並びに諮問案件の審議
令和3年11月 8日	諮問案件の審議（意見整理）
令和3年12月13日	諮問案件の審議（答申内容の確認）
令和3年12月28日	答申

## 8 猪名川町情報公開審査会委員

本諮問案件における審査会の委員は、次のとおりである。

職 名	氏 名
会 長	園田 寿
副会長	浅田 英範
委 員	福島 力洋
委 員	太田 はるよ
委 員	住野 敦浩